

国見町学校給食 食物アレルギー対応マニュアル

国見町教育委員会

令和5年10月改訂

目次

1 はじめに	3
(1) マニュアル策定に向けて	
(2) 食物アレルギーとは	
(3) 背景	
2 基本方針	5
(1) 基本方針	
(2) 基本的実施基準	
3 対応の実施方法	6
(1) 除去食	
(2) 代替食	
(3) 対応食の決定手順	① 決定手順
	② 決定通知
	③ 決定定義
	④ 様式について
	【様式1】 食物アレルギーに関する調査票
	【様式2】 診断書兼学校生活管理指導表
	【様式3】 学校給食での食物アレルギー決定通知書
(4) その他・個別的相談指導等	
4 学校の対応	15
(1) 就学時健康診断等での把握	
(2) 幼稚園・保育園等からの情報収集	
(3) 保護者からの情報収集と実態把握	
(4) 医師との連携	
5 緊急時の対応	16
6 食物アレルギー対応食の基本的手順	18

1 はじめに

(1) マニュアル策定に向けて

近年、気管支喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどのアレルギーを有する児童生徒数が増加しています。その中でも、食物を起因とする食物アレルギーは、小児から成人まで幅広く認められています。中でも以前には見られなかった果物、野菜、肉類などによるものも報告され、本町学校給食センターにおいても、その対応は、複数多岐に及んでいます。

学校給食は学校教育の一環として実施されており、食物アレルギーを有する児童生徒も含め、「学校給食法」に定める目標を達成できるように取り組むことが大切であることを鑑み、食物アレルギーを持つ児童生徒が、安心安全に学校生活が過ごすことができるように、マニュアルを定めるものとします。

(2) 食物アレルギーとは

食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後、アレルギーの原因物質により体に不利益な症状が引き起こされる現象をいいます。症状としては、皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状やアナフィラキシーなどのものです。

ここで食中毒や乳糖不耐症（体質的に乳糖を分解できず下痢を起こす病気）が、食物アレルギーと間違われています。食物アレルギーとはいわれません。

(3) 背景

学校給食の目的、学校給食におけるアレルギー対応の基本的な考え方について、文部科学省より以下のとおり示されています。

「学校給食法」については、平成20年2月改正（平成21年4月施行）により、食育の観点から食に関する指導の充実が規定されました。加えて、平成20年10月の文部科学省通知「学校給食における食事内容について」で、食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、校内において指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めることが示されました。

また、令和2年3月に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会発行 文部科学省監修）」の改訂版が発行され、新たな「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提示されたことから、本町においても令和3年度から全国共通の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を活用することといたします。

◆『学校給食法』（文部科学省 平成20年2月改正 平成21年4月1日施行）

学校給食の目標

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を 実現するために、次に掲げる目標が達成されるように努めなければならない。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

◆『学校給食における食事内容について』（文部科学省通知 平成20年10月）

学校給食の食事内容の充実等について

食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めること。

なお、実施に当たっては財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考にすること。

◆『食に関する指導の手引』（文部科学省通知 平成22年3月）

具体的な指導方法

食物アレルギーを有する児童生徒

～略～ 一人の児童生徒が複数のアレルゲンを有する場合もある上に、症状も多岐にわたり、食物の摂取から2時間以内くらいに症状が表れる即時型と、遅発型があります。なお、人によっては摂取後、短時間のうちに急激なショック症状（アナフィラキシーショック）を起こす場合があります。

このようなことから、児童生徒の食物アレルギーの実態を把握し、食物アレルギーの児童生徒が、健康被害の心配なく、成長にあわせ十分な栄養を摂取し、楽しい食事ができるよう、相談指導と合わせて可能な限り給食提供面での対応が望まれます。対応に当たっては、主治医や学校医の指示に従い、保護者と学校関係者の十分な話合いの上、指導や対応を行うことが大切です。

2 基本方針

(1) 基本方針

学校給食は、「学校給食法」にもあるように、適切な栄養の摂取により、健康の保持増進に大きな役割を果たしているばかりでなく、健全な食生活を営むことができる判断力や望ましい食習慣を身につける機会でもあり、また、学校給食は、学校教育の一環として実施されており、食物アレルギーを有する児童生徒も学校給食の目標を達成できるように考えていくことが大切です。

しかし、食物アレルギーを有する児童生徒は、アレルギー原因食品（アレルゲン）や症状の程度が一人一人異なるため、対応食は、学校給食の安全確保、そして何より児童生徒の健康第一の観点から、児童生徒のアレルギー症状を正しく把握し、正しい判断に基づいた対応食に取り組むことが極めて重要です。

(2) 基本的実施基準

学校給食における食物アレルギー対応食の実施基準を以下の点を基本とする。

【食物アレルギー対応食の基本実施基準】

基本的な実施基準として、以下の基準を全て満たすこととします。

- ① 医師の診断により、食物アレルギーと診断され、原因食品（アレルゲン）が特定されていること。
- ② 家庭でも原因食品の除去を行うなど、医師の診断に基づいて食事療法を行っていること。
- ③ 食物アレルギーの症状や程度は一人一人異なり、また成長により症状が改善したり、新たな原因食品（アレルゲン）が特定される場合もあるため、年1回程度医師による検査・診断を受けること。
- ④ 毎月の食物アレルギー対応表に保護者の同意確認印を確実にいただいてからの対応実施とする。

※ その他、事情がある場合には保護者・学校等で協議するものとします。

※ 食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後、アレルギーの原因物質により体に不利益な症状が引き起こされる現象をいいます。

症状としては、皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状やアナフィラキシーなどのものです。

乳糖不耐症（体質的に乳糖を分解できず下痢を起こす病気）が、食物アレルギーとはいわれません。

3 対応の実施方法

学校給食での食物アレルギー対応食の基本的な実施方法は、医師の診断書を基に、必要に応じて保護者と面談を実施し、児童生徒の健康状況、給食施設内の諸条件を勘案したうえで決定します。

基本的な食物アレルギー対応食については、下記の方法がありますが、児童生徒一人一人の症状に応じて、また、心身の成長に併せて適切な対応に努める。

(1) 除去食

調理の段階や調理後に、アレルギー原因食品（アレルゲン）を取り除いた料理を提供する。

(2) 代替食

除去により不足した栄養素を補うために、別の食品を使用した料理を提供する。その際、栄養価や見た目のできる限り差がでないよう、使用食品や調理方法を検討する。

また、加工食品を使用する際は、原材料にアレルギー原因食品（アレルゲン）が含まれていないかどうかを確認して提供する。なお、その際は、成分表や品質等において十分確認して使用するものとする。

※献立作成での配慮点

① 使用しないようにしている食材

- ・そば
- ・落花生
- ・ナッツ類（アーモンド、クルミなど）
- ・キウイ
- ・グレープフルーツ
- ・カニ

② 使用等に注意している食材

- ・卵（鶏卵、うずらの卵）⇒生卵は提供しない
- ・エビ・山芋
- ・魚卵（子持ちししゃも）⇒いくら・すじこは使用しない。生食は提供しない
- ・乳製品
- ・ごま、ごま油
- ・小麦

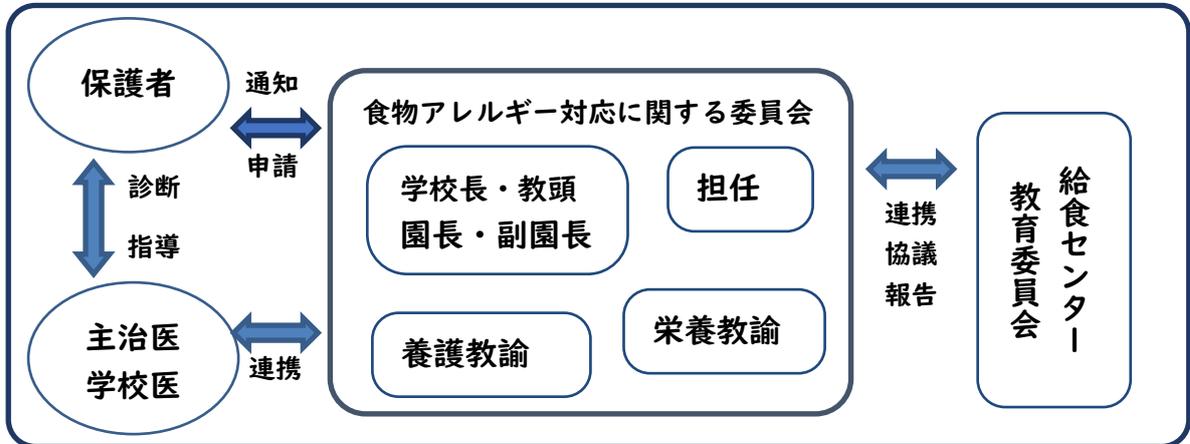
(3) 対応食の決定手順

① 決定手順

該当者	提出書類	備考
在園・在 校の ア レ ル ギ ー 食 対 応 の 該 当 者	<p>(前年度報告内容に変更がない該当者) 【様式1-1】食物アレルギー対応実施申請書</p> <p>(前年度報告内容に変更・中止がある該当者) 【様式1-1】食物アレルギー対応実施申請書 【様式2】学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)</p> <p>※ 【様式2】は医師の診断により証明・押印が必要です。</p> <p>※ 【様式2】は、保護者署名欄への署名が必要です。</p>	<p>※→前年度10月に教育委員会から学校(園)に通知</p> <p>→学校(園)から保護者に通知</p> <p>→2月中に学校(園)でまとめて給食センターに報告</p> <p>→3月上旬に給食センターから学校(園)に決定通知書を送付</p> <p>→3月中旬に対応同意書を学校(園)でまとめ、給食センターに報告</p>
年度途中でアレルギー食対応に変更・中止がある該当者	<p>【様式1-1】食物アレルギー対応実施申請書 【様式2】学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)</p> <p>※ 【様式2】は医師の診断により証明・押印が必要です。</p> <p>※ 【様式2】は、保護者署名欄への署名が必要です。</p>	<p>※ 変更がある場合は、速やかにご連絡をお願いいたします</p>
新入園児	<p>【様式1】食物アレルギーに関する調査票 【様式2】学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)</p> <p>※ 【様式2】は医師の診断により証明・押印が必要です。</p> <p>※ 【様式2】は、保護者署名欄への署名が必要です。</p>	<p>※ 入園申し込み時に保護者へ「食物アレルギーに関する調査票」を配布し、期日までに幼稚園に提出する</p>
転入(園)学 児童生徒	<p>【様式1】食物アレルギーに関する調査票 【様式2】学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)</p> <p>※ 【様式2】は医師の診断により証明・押印が必要です。</p> <p>※ 【様式2】は、保護者署名欄への署名が必要です。</p>	<p>※ 転入の際、確認をいたしますので、速やかにご連絡をお願いいたします</p>

② 決定通知

ア 食物アレルギー調査後、食物アレルギー対応給食を希望する保護者に対して、食物アレルギー対応給食実施の有無や対応内容を食物アレルギー対応に関する委員会で協議する。協議した内容は教育委員会に報告し、保護者へ決定内容を通知する。



③ 決定定義

ア 医師の診断により、食物アレルギーと診断され、原因食品（アレルゲン）が特定されていること。

イ 家庭でも原因食品の除去を行うなど、医師の診断に基づいて食事療法を行っていること。

④ 様式について

【様式1】食物アレルギーに関する調査票(新入園児・転入児童生徒園児用)

【様式1-1】食物アレルギー対応実施申請書(継続)

【様式2】「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」

【様式3】学校給食での食物アレルギー対応決定通知書

【様式4】食物アレルギー対応給食同意書

食物アレルギーに関する調査票（表）

この調査は、お子さんの健康状態を知り、学校等での健康管理の資料としますので、日常の様子や食事の様子を参考に記入してください。

		令和	年	月	日	
(ふりがな) 児童(園児)生徒氏名		生年月日		年	月 日生	
園校名		幼稚園・小学校・中学校			年	組
保護者	(ふりがな) 氏名					
	住 所					
	電 話					

1 食物アレルギーはありますか。※○で囲んでください。

ある ・ ない

※ ない方の回答はここで終わりです。

ある方のみ 2以降の調査に進んでください。

2 食物アレルギーが「ある」回答された方で、学校給食の食物アレルギー対応を希望しますか。 ※○で囲んでください。

記入例/自分で除去できるため など

希望する ・ 希望しない (理由:)

※ ただし、希望する場合は、必ず医師の診断書を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を併せてご提出ください。

<裏面もご記入ください>

食物アレルギーに関する調査票（裏）

3 アレルギーの状況について記入ください。

原因食品	（医師の診断書に従って記入ください）
原因食品を食した時に現れる症状と対応	（例：全身に発疹…安静にして病院に移送してほしい）
アナフィラキシーショックを起こした経験はありますか。	はい（ 年 月頃） ・ いいえ どのような症状でしたか。

4 原因食品に対して、家庭での食事の状況について記入ください。

※○をつけてください。複数回答可です。

- ① 保護者が完全除去している
- ② 保護者が本人の体調によって除去している
- ③ 本人が除去している
- ④ 特に配慮していない

その他 ※どのような対応をしているかを記入ください。	
--------------------------------------	--

食物アレルギー対応実施申請書（継続）

令和 年 月 日

国見町教育委員会教育長 様

保護者氏名

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記の通り申請します。

園名・校名	幼稚園・小学校・中学校			年	組
児童生徒 (園児) <small>ふりがな</small> 氏名	生年月日	年	月	日生	
保護者電話					
アレルギーの 診断を受けた 病院・主治医	病院・主治医名				
	電話				
希望するアレルギー対応は 前年度と変更が（ あります ・ ありません ）					

※変更がある場合のみ記入

アレルギーの 原因食品	変更 あります ・ ありません
	変更がある場合 ()
希望する対応内容 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配付
	<input type="checkbox"/> 飲用牛乳の停止
	<input type="checkbox"/> 除去食の実施
	<input type="checkbox"/> 代替食の実施
	<input type="checkbox"/> 弁当持参

【様式2】 学校生活管理指導表と共にご提出ください。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

活用のしおり

～保護者用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下の手順でご活用下さい。

- ①お子さんの病気（アレルギー疾患）に関して、学校での配慮・管理が必要であることを学校に申告してください。
- ②学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を受け取ってください。
- ③各疾患ごとに主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いしてください。
- ④記載してもらった「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校に提出してください。
- ⑤「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、学校と保護者の方でお子さんの学校生活における配慮や管理について決定します。この際、必要に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。
- ⑥病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してください。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下のような構成になっています。

- 主なアレルギー疾患を表裏一枚で記載できるようになっています。
表：食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息
裏：アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎
- 主治医の先生には、お子さんの疾患についての情報と、学校生活上の指示を記載してもらいます。
 - ①「病型・治療」欄：アレルギー疾患の原因や症状、服薬中の薬など、お子さんの疾患の状況が記載されます。
 - ②「学校生活上の留意点」欄：学校生活における配慮・管理すべき事項が記載されます。
 - ③緊急時の対応などのため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された情報を学校の教職員全員及び関係機関等で共有する必要があります。保護者の署名をしてください。
- 日本学校保健会が運営している「学校保健」(<http://www.gakkohoken.jp>)から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をダウンロードすることもできます。

【様式2】

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 ※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 年 月 日
	アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	Ⅰ 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー Ⅱ アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 () Ⅲ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () (すべて・エビ・カニ) 7. 木の実類 () (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 () () 9. 魚類 () () 10. 肉類 () () 11. その他1 () () 12. その他2 () () Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペンJ」) 3. その他 ()	
気管支ぜん息 (あり・なし)	病型・治療 Ⅰ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅱ-1 長期管理薬 (吸入) 薬名 () 投与量/日 () 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () Ⅱ-2 長期管理薬 (内服) 薬名 () 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 () Ⅱ-3 長期管理薬 (注射) 薬名 () 1. 生物学的製剤 () Ⅲ 発作時の対応 薬名 () 投与量/日 () 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	学校生活上の留意点 Ⅰ 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ その他の配慮・管理事項 (自由記述)	★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 年 月 日
	アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	Ⅰ 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ※軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾癬、漆癬、漆癬主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 Ⅱ-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 () Ⅱ-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 () Ⅱ-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	Ⅰ 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () Ⅱ 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	Ⅰ フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ その他の配慮・管理事項 (自由記述)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	Ⅰ 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 Ⅱ 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()	Ⅰ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ その他の配慮・管理事項 (自由記述)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
 保護者氏名 _____

【様式3】

令和 年 月 日

保護者 様

国見町教育委員会教育長

学校給食での食物アレルギー対応決定通知書

学校給食での食物アレルギーの対応について、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

幼稚園・学校名	国見町立		
学年・組			
児童生徒氏名			
対応期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	
学校給食における対応内容			
1	学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配付	あり なし	備考
2	飲用牛乳の停止	あり なし	備考
3	除去食の実施 給食に食物アレルギーの原因となる () が含まれる場合は給食センターで除去します。	あり なし	備考
4	代替食の実施 給食に食物アレルギーの原因となる () が含まれる場合には、給食センターで代替します。	あり なし	備考
5	弁当の持参	あり なし	備考

食物アレルギー対応給食同意書

令和 年 月 日

国見町教育委員会教育長 様

国見町立くにみ幼稚園長 様

国見町給食センター所長 様

住所

保護者名

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり同意します。

記

実施対象 児童等	学校（園）・組	
	氏名	
対応期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
アレルギー （原因食品）		
対応内容	学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配付	あり ・ なし
	飲用牛乳の停止	あり ・ なし
	除去食の実施	あり ・ なし
	代替食の実施	あり ・ なし
	弁当の持参	あり ・ なし

(4) その他・個別的相談指導等

必要に応じ保護者と協議する場合があります。

協議の際には、学校（幼稚園）関係者、給食センター担当者を含めて対応することとし、受配（園）校と十分に連携を図りながら対応を図る。

- ① 学校給食における調理の方法や状況を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え理解を得るように努める。
- ② 入学（園）・進級に当たり、児童生徒のアレルギー症状の回復も見込まれることもあり、除去の指示があった食物が、現在も引き続き除去を必要とするかどうか、除去を必要とする品目が追加されていないかどうかについて、改めて医療機関の受診を受けるよう勧めるものとします。
なお、変更・中止がある場合は、【様式1】食物アレルギーに関する調査票及び【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）＜※ 【様式2】は医師の診断により証明・押印が必要です＞を添付して申し出するものとします。
- ③ アレルギーの情報を取り扱う場合は、プライバシーの保護に十分留意し、学校（園）での緊急時の対応の観点から、保護者の了解を得たうえで教職員の情報共有に努めます。
また、必要に応じて、転出先、進学先へ引き継ぐこととします。

4 学校の対応

食物アレルギーを有する児童生徒や保護者が、学校（園）生活に対する不安を解消できるように、迅速に正確な情報を収集し実態の把握に努める。また、緊急時に備えて、すべての教職員が理解し対応できる体制づくりに努める。

（１） 就学時健康診断等での把握

就学時健康診断実施の際、教育委員会より保護者へ「食物アレルギーに関する調査票」を配付し、新入学説明会に学校に提出するよう依頼する。

（２） 幼稚園・保育園等からの情報収集

必要に応じ、入学前に幼稚園、保育園等での具体的な対応方法について、保護者からの同意を得たうえで情報収集に努める。

（３） 保護者からの情報収集と実態把握

○ 新入学生については、入学前に、

【様式１】食物アレルギーに関する調査票

【様式２】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

<※ 【様式２】は医師の診断により証明・押印が必要です。>等を確認する。

○ 在校生・在園児については、

【様式１-１】食物アレルギー対応実施申請書（継続）

【様式２】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

<※ 【様式２】は医師の診断により証明・押印が必要です。>等を確認する。

必要に応じ、学級担任、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員等）とともに、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者と面談を行い、学校給食での対応について協議する場合があります。

なお、日頃から対象児童生徒の保護者と正確な情報交換ができるように努め、症状に変更等がある場合には、年度、月途中であっても、【様式１】食物アレルギーに関する調査票 または【様式１-１】食物アレルギー対応実施申請書（継続） 及び【様式２】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）<※ 【様式２】は医師の診断により証明・押印が必要です。>の提出を依頼します。

（４） 医師との連携

食物アレルギーの対応は、主治医に指導助言をもらうなど可能な限り連絡体制を整え、また、アレルギー症状が出た場合に緊急の連絡がとれるよう、連絡先等を把握する。

【様式２】学校生活管理指導表学校生活管理指導表に連絡先を必ず記載するようにする。

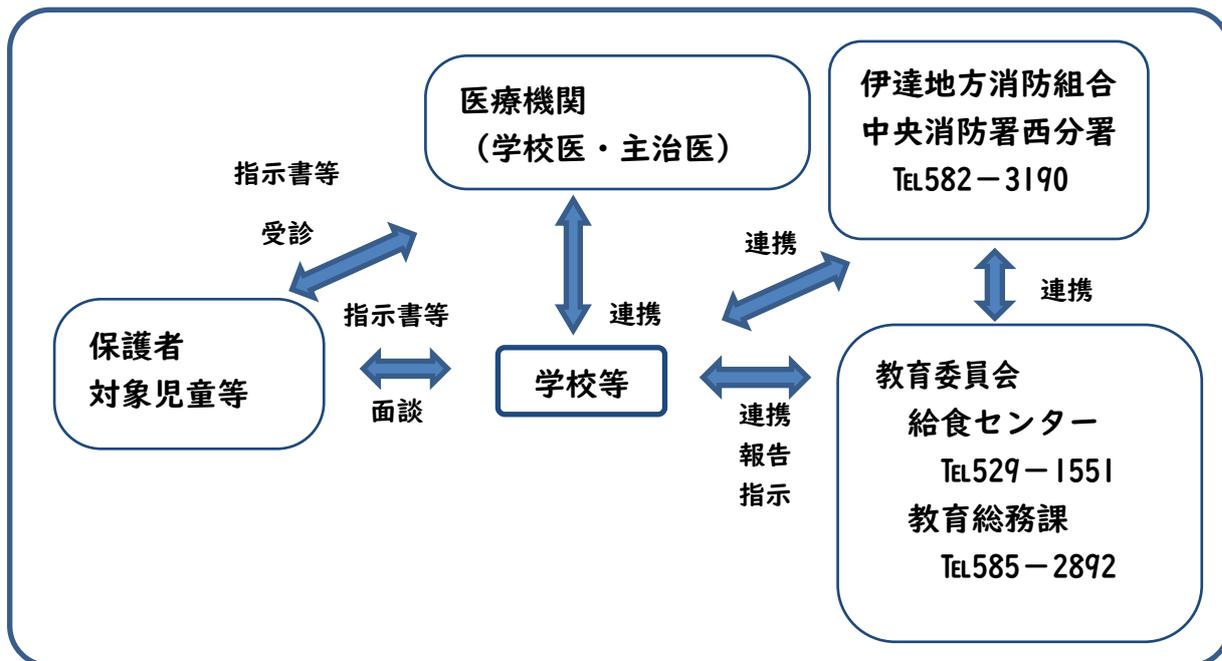
5 緊急時の対応

(1) 緊急体制

食物アレルギー発症、特にアナフィラキシーショックなど重い症状を発症した場合には、学校医、主治医や保護者と連絡をとり、緊急に医療機関を受診するなど迅速に対応する。（緊急体制マニュアル参照）

(2) 関係機関との連携

関係機関	連携内容など
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医へ対象児童等の情報を伝え、その対応を依頼しておく。 ・連携を密にし、アドバイス等を受けられるようにしておく。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童等の保護者と連絡を密に取り合う。 ・食事を伴う学校等の行事や学年行事の場合は、事前に連絡をとり、可能な対応を検討する。 ・エピペンを処方されている対象児童等の保護者と十分な面談を実施して、万が一に備えたエピペンの第3者の使用等を確認しておく。
給食センター 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を密にし、対象児童等の情報把握に努める。 ・相談に応じ、指導助言する。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急搬送を受けられるようにしておく。



事故発生

- 大声で応援を呼ぶ
- 近くの児童生徒に養護教諭・他の教職員を呼ぶように伝える

運搬可能の時 ⇒ 保健室

ショック状態 ⇒ 救急車を呼ぶ

養護教諭(不在の時は他の教職員が対応)が症状の観察・判断

<軽症症状>

皮膚・粘膜症状

じんましん、かゆみ
目の充血など

同時に別のスタッフが

① 管理職・担任に連絡

② 保護者に連絡

※必要に応じて保護者の指示に従う

◆校長・教頭等

緊急時の対応の実施

- 1 対応者への指示
- 2 救急車要請など各種判断
- 3 必要に応じて主治医等への相談
- 4 保護者への連絡
(学級担任が行う)

◆周囲の教職員

(応援にかけつけた教職員)

- 1 観察者とともに応急処置に参加
- 2 管理指導表の確認
- 3 症状の記録
- 4 周囲の児童生徒の管理
- 5 救急隊の誘導 など

<中等度以上の症状>

消化器症状

吐き気、嘔吐、腹痛

呼吸器症状

せき、ゼーゼー・ヒューヒュー、呼吸困難

アナフィラキシーショック

血圧低下、脈脈、意識障害・消失

誤食直後

⇒ 口に入っているものを出して口をすすぐ

大量に飲み込んでいる

⇒ 吐かせる(意識が不鮮明の時は無理しない)

本人の内服薬があれば
速やかに飲ませ経過観察
※下記参照

アナフィラキシーショックへ進展する恐れがある時

- ◆エピペン注射を考慮
※下記参照
- ◆救急要請 119番通報
- ◆AEDの準備、実施

30分以内に症状が改善傾向

そのまま様子を観察
※改善しても当日は一人で下校はさせず、保護者を呼び、病院受診を勧める

◆救急車要請の目安

- ・アナフィラキシーの兆候が見られる場合
- ・食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いがある場合
- ・管理指導表で指示がある場合
- ・エピペンを使用した場合
- ・主治医、学校医等または保護者から要請がある場合など

- 一次救命処置
- ◆気道確保
自発呼吸がない場合
 - ◆胸骨圧迫
 - ◆人工呼吸
 - ◆AED装置

- ①第一発見者と対応者は
病院へ同行
- ・診察医に状況説明
 - ・保護者へ説明

- ②現場検証
- ・経過時間を追って思い出し記録する

※内服薬・エピペンの使用に関しては、事前に保護者と協議を行い、保管場所や使用方法を確認しておく。

6 食物アレルギー対応食の基本的手順

時期	手順	確認内容	関係書類	関係職員
10月	1. 食物アレルギーに関する調査票等の依頼	<p>●新入学園児 就学時健診の際に【様式1】食物アレルギーに関する調査票を教育委員会から保護者へ依頼する。</p> <p>●在校生・在園児 【様式1-1】食物アレルギー対応実施申請書（継続）を教育委員会から保護者へ依頼する。</p>	<p>【様式1】 食物アレルギーに関する調査票 【様式1-1】 食物アレルギー対応実施申請書（継続） 【様式2】 学校生活管理指導表</p>	<p>教育委員会 学校等関係者 給食センター</p>
2月下旬	2. 診断書等による把握	上記調査票等に基づいて、対応食希望者表を作成し、対応食の整理をする。		
	3. 必要に応じ保護者との面談	アレルギー症状を正しく把握する。		
3月上旬	4. アレルギー対応食の決定	診断書等を総合的に検討、対応方法について協議し、教育長が決定する。		
3月中旬	5. アレルギー対応食の通知および食物アレルギー対応給食同意書の提出	教育委員会・学校等側・保護者・給食センターとの相互理解での対応食実施にむけ、学校を通じて通知する。	<p>【様式3】 食物アレルギー対応決定通知書 【様式4】 食物アレルギー対応給食同意書</p>	
給食開始前	献立の決定	基本献立に基づいてアレルギー対応食（代替食・除去食）を決定し、対象者へ個別対応献立表を送付する。	食物アレルギー対応食実施一覧	給食センター 学校関係者等

時期	手順	確認内容	関係書類	関係職員
毎日	アレルギー対応食の確認	対応食について事前に共通理解をはかり、献立表、調理作業工程表、作業同線図等に間違いがないか打ち合わせ等で十分確認する。	調理指示書 食物アレルギー対応指示書	給食センター
	調理	<ul style="list-style-type: none"> ○コンタミネーションに十分注意する。 ○自己判断せず、関係職員と確認し、実施する。 ○給食センターから受配校への連携にも注意する。 ○食材は新鮮なものを使用し、十分な加熱調理をする。 ○原材料の分からないものは十分に気をつける。 		
	配送	児童生徒の名前を明記した専用食器に配食する。コンテナに積載し、受配校に配送する。		
	受配校での受け取り	<p>責任担当を決め、該当者に確実に渡るまで注意を払う。</p> <p>※食器に児童生徒の名前を明記することによって配膳する人、本人、学級担任が確認し、誤配膳を避ける配慮に努める。</p>	個別対応献立表	学校等関係者
	配膳	<p>他の児童生徒とは別に配膳する。</p> <p>配膳前に再度確認するなど、誤配膳には十分注意する。</p> <p>※学級担任が不在時には、対応する責任者を予め定めておく。</p> <p>※配膳の際には、こぼれるなど万が一の時には大体の対応が困難なことも有り得るので十分に注意する。</p> <p>※アレルギーを有する児童生徒が給食当番の時に、アレルギー原因食品を含んだ給食を配膳することでアレルギー症状を発症する場合は、学級担任は注意する。</p>		学級担任 学校等関係者
	指導	内容に間違いがないかどうかを確認し、対象児童生徒へ栄養指導及び誤って食べないように指導する。また、他の児童生徒への指導も行う。		学級担任
	事後確認・評価	対応食実施後の健康状態を確認する。		学校等関係者

